

宮城県営繕工事の情報共有システムに関する実施要領（試行）

（目的）

第1 この要領は、宮城県土木部営繕課・設備課が発注する営繕工事（以下「工事」という。）において、情報共有システムの活用により、受発注者双方の業務効率化を図るために、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2 本要領において、下記の項目に掲げる用語の定義は、当該項目に定めるところによる。

（1）情報共有システム（以下「システム」という。）

公共情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率を実現するシステムをいい、本県では、ASP方式^{※1}によるものとする。

※1 Application Service Provider の略。システム提供者（ASPベンダー）がシステムの機能をネットワーク経由で提供する方式。

（2）工事帳票

公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共有仕様書で定義する「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」、「通知」の行為により必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。

なお、紙と同等の原本性を担保するため、工事帳票の変更履歴を記録される必要がある。

（対象工事）

第3 発注者が特記仕様書（施工条件明示書）にてシステムの対象として指定した工事を対象とする。

2 指定する工事については、「受注者希望型」（受注者等が、着手前に、発注者に対してシステムの活用に取り組む旨を協議した上で実施する型式）とする。

（システムの機能要件）

第4 本要領において使用できるシステムは下記の項目に掲げる条件を満たすものとする。

（1）国土交通省大臣官房官庁営繕部「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編」（契約時の最新版）における機能要件を満たすもの^{※2}。

※2 国土交通省 HP「情報共有システム提供者における機能要件の対応状況」（導入担当者向け）参照

（2）システムの利用方法等についてサポート体制が用意されているもの。

2 受注者は、上記の条件を満たすシステムを選定し、監督職員との協議により使用するシステムの決定を行う。

（システム利用上の留意点）

第5 システムの利用について下記の項目を留意すること。

（1）受注者及び監督職員は、システムが推奨する機器動作環境やネットワーク環境の事前確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意するものとする。

- (2) 受注者の責によらない不測の事態によりシステムの利用が困難となった場合は、受注者は、監督職員との協議によりシステムの利用を取り止めることができる。その際には、受注者は成果品の引渡しに支障がないよう、システム内のデータを速やかに電子記媒体に保存すること。

(費用の扱い)

第6 システムの利用に係る費用の取扱いは下記のとおりとする。

- (1) 登録料及び基本利用料は、当初設計時には費用を計上せず、契約後、受注者から支出実績を証する資料が提出され、契約金額の変更の求めがあった場合に、設計変更にて支払実績に応じた金額を共通仮設費のその他の項目（積上げ共通仮設費）に積み上げ計上する。なお、諸経費の率対象からは除く。
- (2) 通信に係る費用については現場管理費率（通信交通費）に含む。

(対象とする工事帳票)

第7 受注者がシステムで対象とする工事帳票は、監督職員の協議により決定する。なお、様式については、宮城県で定められている場合はその様式を原則とする。

(対象とする工事帳票の決裁)

第8 対象とする工事帳票の決裁は、システム上で行うことができる。

(検査)

第9 システムで処理を行った工事帳票は電子データでの検査の実施とすることができる。ただし、紙書面で提出し、受理された書類は紙媒体で受検するものとする。

(情報管理体制)

第10 情報管理体制として以下の項目について適切に実施すること。

(1) コンピュータウイルス対策

システムを利用する機器や、そのデータを利用・編集する機器の全てにはウイルス対策ソフトを導入し、最新のウイルス情報をアップデートさせる等対策を講じること。

(2) 情報の機密保持

システム内の情報は工事成果引渡しまでの間は受注者の管理物であるため、受注者は契約図書に従って、下記の事項について責任をもって厳重に管理すること。

① 利用権限及びパスワードの適切な管理

ログインパスワードが第三者に知られることがないように管理すること。また、第三者が利用可能なパソコン等にパスワードを記録させないこと。

② 操作端末の適切な運用

第三者による閲覧や操作ができないよう、システムにログインしたまま離席しないように努めること。

(調査への協力)

第11 受注者は、システムによる効果の検証を行うための調査に協力するものとする。

(その他)

第12 この要領に定めのない事項については、受注者と監督職員との協議による。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降の入札公告又は指名通知より適用する。